

条例公示第 13 号

首都圏教化推進特別会計条例の一部を改正する条例を次のように公示する。

2025年6月27日

宗務総長	木	越	渉
参 務	古	賀	堅 志
参 務	長	峯	顕 教
参 務	佐々木		高
参 務	轡	田	普 善
参 務	山	田	孝 彦

首都圏教化推進特別会計条例の一部を改正する条例

首都圏教化推進特別会計条例（1996年条例公示第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中第1項中「首都圏開教拠点の設置及び整備」の次に「並びに東本願寺真宗会館の納骨施設の整備」を加え、同条第2項に次の1号を加える。

（4）首都圏教化推進特別会計からの回付金

附 則

この条例は、2025年7月1日から施行する。